

## 足場の組立て等作業主任者技能講習

つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うには、事業主は足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者を作業主任者として選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせなければなりません。

### 根拠法令

労働安全衛生法 第14条（作業主任者）

労働安全衛生施行令第6条-15

「つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業」を行う場合は、事業主は足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮を行わせなければならない。

労働安全衛生規則第83条 足場の組立て等作業主任者講習規程(労働省告示第109号)に基づく講習です。

■講習日数 2日間（学科2日間）**土日開催**

■講習科目

区分	講習科目	時間
学科	作業の方法に関する知識	7h
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3h
	作業員に対する教育等に関する知識	1.5h
	関係法令	1.5h
	修了試験	1h

お持ちの資格等により、下記コースに分かれます。

■講習コース及び講習料金

コース	該当する者	免除科目	講習料金
A	<p>どれか一つ該当すればAコース</p> <p>1. 満21歳以上で、足場作業に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>2. 満20歳以上で、大学、高専、高校、中学において土木、建築又は造船に関する学科を専攻した者で、その後2年以上足場作業に従事した経験を有するもの</p>	なし	受講料 11,900円 + テキスト代 1,650円
B	<p>どれか一つ該当すればBコース</p> <p>1. 満21歳以上で、別添による訓練を修了し、足場作業に2年以上従事した経験を有する者</p> <p>2. 職業能力開発促進法施工令別表第1に掲げる、とび1級、2級の技能検定に合格した者</p>	作業の方法 7h 工事用設備等 3h	受講料 8,800円 + テキスト代 1,650円
C	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる、とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法 7h 工事用設備等 3h 作業員教育 1.5h	受講料 8,300円 + テキスト代 1,650円

■講習コース講習時間

	学科1日目	学科2日目
Aコース	09:00~17:00	09:00~17:00(修了試験1時間含む)
Bコース	なし	12:45~17:00(修了試験1時間含む)
Cコース	なし	14:25~17:00(修了試験1時間含む)

実務経験は事業主の証明が必要になります。(申込書にて事業主押印欄あり)  
又、該当するコースにより卒業証書、免許証の写しが必要になります。